

# 京都外国語大学 大学院長期履修規程

(平成 17 年 10 月 29 日制定)

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学大学院学則第 20 条第 2 項及び同条の 2 第 2 項の規定に基づき、大学院博士前期課程（以下「前期課程」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

## (対象者)

第 2 条 長期履修を願い出ることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限での修学が困難である者とする。ただし、1 年制課程を志願する者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他、相当の理由があると研究科が認める者

## (長期履修期間及び在学年限)

第 3 条 前期課程における長期履修期間は、2 年 6 カ月、3 年、3 年 6 カ月、4 年とする。

2 学則第 9 条第 2 項の規定により、長期履修を認められた者（以下「長期履修者」という。）の在学年限は、長期履修を認められた期間に 2 年を加えた期間とする。

## (申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学試験出願時に次の書類を研究科長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 大学院博士前期課程長期履修願
- (2) 在職証明書又は就業・家事従事・育児・介護等が確認できる本人の申告書
- (3) その他本大学院が必要と認める書類

## (長期履修期間の短縮)

第 5 条 履修期間の短縮を希望する長期履修者は、学則第 24 条に規定する修了要件を満たす見込みとなる学期の授業開始日までに次の書類を研究科長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 長期履修期間短縮願
- (2) その他本大学院が必要と認める書類

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限 2 年への短縮を含む。

3 第 1 項に定める短縮は当該課程において 1 回限りとする。

4 長期履修者が、修学が困難な事情の解消等により第 2 条を満たさないこととなった場合、速やかに第 1 項に定める長期履修期間短縮の手続き（以下「短縮手続」という。）を行わなければならない。

5 前項の場合、短縮後の履修期間は当該課程の標準修業年限とする。ただし、短縮手続時の在学期間がすでに標準修業年限を超えているときは、短縮手続を行った学期の翌学期までを履修期間とする。

(許可及び許可の取消)

第6条 長期履修の許可及び履修期間の短縮許可は、大学院教授会の議を経て、学長が行う。

2 長期履修者が、長期履修の申請手続の際に提出した書類及びこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったときは、教授会の議を経て、学長は当該長期履修者の長期履修の許可を取り消すことができる。

(学 費)

第7条 長期履修者の学費等の納入については、学則第41条の定めによる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科において定める。

(改 廢)

第9条 この規程の改廢は、大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(平成20年3月10日改正、平成22年2月25日改正、平成27年3月8日改正、令和6年2月14日改正)